

るるパーク活用推進事業委託業務に係る企画提案競技(プロポーザル方式)募集要項

1 事業概要

令和8年度に開園25周年を迎える大分農業文化公園(愛称:るるパーク)を、農業だけでなく、様々な角度から活用・PRし、更なる利用者の増や集客拠点化につなげていくことを目的として、公園の魅力を発信する巡回展や各種イベントを開催する。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名
るるパーク活用推進事業委託業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和9年3月19日(金)まで
- (3) 履行場所
大分県杵築市山香町大字日指1-1ほか
- (4) 業務内容
別添「るるパーク活用推進事業委託業務仕様書」のとおり
- (5) 委託予算限度額
3,591,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)

3 募集及び企画提案競技スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月6日(金) |
| (2) 質問票受付締切 | 令和8年3月13日(金) 12時00分 |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年3月18日(水) 12時00分 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月23日(月) 12時00分 |
| (5) 審査委員会開催 | 令和8年3月25日(水) 午前中 |
| (6) 委託先候補決定通知 | 令和8年3月27日(金) (予定) |

4 参加資格

・企画提案競技への参加は、次の基準を満たす者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は同等の資質を有する者であること。
- (4) 本業務と類似の業務に関する実績やノウハウを有すること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (6) 審査委員会に参加できること。
- (7) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 提出書類等

- ・企画提案競技への参加を希望する者は、次の書類を提出期限までに提出すること。
- ・1者につき1提案とする。
- ・提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。また、提出された書類は返却しない。

(1) 企画提案競技参加申請

① 提出書類

- ア 参加申込書兼誓約書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）
- ウ 提案者概要書（様式3）
- エ 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者については、下記書類一式
 - ・申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表（写し可）
 - ・申請日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書（公益法人等にあたっては、正味財産増減計算書）（写し可）
 - ・納税証明書（都道府県税及び地方消費税、写し可）
 - ・登記簿謄本又は定款（写し可）

② 企画提案競技参加申請書類の提出期限・提出先

- ・令和8年3月18日（水）12時必着
- ・「9 問い合わせ先」までPDFファイルをメールにて提出すること。併せて、提出した旨を電話で連絡すること。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類 ※「（別紙）企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

- ア 企画提案書鑑（様式5）及び企画提案書（任意様式）
- イ 業務実施体制表（任意様式）
- ウ 実施スケジュール表（任意様式）
- エ 見積書（任意様式）

② 企画提案書等の提出期限・提出先

- ・令和8年3月23日（月）12時必着
- ・「9 問い合わせ先」までPDFファイルをメールにて提出すること。併せて、提出した旨を電話で連絡すること。

(3) その他

- ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問受付方法

- ・質問がある場合は「質問票」（様式4）を下記提出先に、令和8年3月13日（金）12時まで「9 問い合わせ先」までメールで提出すること。併せて、提出した旨を電話で連絡すること。

(2) 回答方法

- ・質問があった場合は、受付後2日（土曜日、日曜日を除く）を目途に、大分県のホームページに公表する。回答内容は、募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7 審査方法・審査基準

(1) 審査方法

- ・事前提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションにより実施する。なお、審査は、応募書類をもって行い、追加書類の提出は認めない。
- ・企画提案書等の審査は、有識者等で構成する審査委員会に諮り、候補者を選定する。
日時：本要項3「募集及び企画提案競技スケジュール」に記載の日
会場：大分県庁舎会議室（大分県大分市大手町3-1-1）（予定）
※審査委員会の詳細は、提案者に対して個別に連絡を行う。

(2) 審査基準

- ・別添「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査結果について

- ・審査結果は、提案者全員にメールで通知する。
- ・審査の内容等に関する問い合わせには一切応じない。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ・提出された書類に虚偽の記載がある場合
- ・選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ・その他、募集要項に違反した場合

8 その他

- ・県は委託先候補となった者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで、委託契約を締結する。
- ・事業実施にあたっては、県と協議のうえ、進めるものとする。
- ・虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者は提出した参加申込書等は無効とする。
- ・企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ・提出された応募書類（個人情報を含む）は、選考業務にのみ使用し、他の用途には用いないこととする。
- ・上記に示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従うこととする。
- ・提出された企画提案書等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は県に帰属し、無償で県に譲渡するものとする。
- ・契約の手続きは、大分県契約事務規則の規定に基づいて行う。
- ・委託契約締結により、委託先となった事業者（以下「委託先」とする。）は、県の承認を得ずにその業務を一括して他者に再委託することはできない。
- ・令和8年第1回大分県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合、当該業務は執行しない。これに伴い、当該企画提案競技応募者に損害が生じた場合でも、県は賠償の責めを負わない。
- ・本企画提案競技参加にかかるすべての費用は、参加業者の負担とする。

9 問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館9階
大分県農林水産部 地域農業振興課 地域連携・世界農業遺産推進班
電 話 097-506-3582 (直通)
FAX 097-506-1758
e-mail a15060@pref.oita.lg.jp